参考資料　２

道史編さん大綱

平成３０年３月２９日知事決定

第１　趣旨

この大綱は、北海道史（以下「道史」という。）の編さんを円滑かつ効果的に行うために必要な事項を定めるものとする。

第２　編さんの目的

道史の編さんは、郷土の歴史に対する道民の理解と関心を深めるとともに、歴史的な資料を道民共有の貴重な財産として後世に伝え、本道の学術・文化の振興に寄与することを目的とする。

第３　編さんの方針

道史の編さんは、次に掲げる方針に基づき行うものとする。

（１）　本道の歴史的な変遷を日本及び世界の歴史の中に位置付けること。

（２）　最新の研究成果を取り入れ、高度な学術研究の水準を保つこと。

（３）　できる限り平易な表現で記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、道民に親しまれるものとすること。

（４）　道内外の広範囲にわたり、資料の調査及び収集を行うほか、収集した資料の保存及び活用を図るとともに、資料の提示に重点を置いた内容とすること。

第４　道史の構成

道史は、第二次世界大戦後を主たる対象とする現代史（資料編３巻、通史編１巻又は２巻）を中心として、先史時代以後の歴史について叙述する概説のほか、年表により構成されるものとする。

第５　編さんの期間

道史の編さんは、平成30年度から平成39年度までの10年間を目途に行うものとする。

第６　編さんの組織

１　道史の編さんに関する重要事項について検討するため、道史編さん委員会を置く。

２　道史の編さんに係る企画、編集及び調整を行うため、委員で構成される道史編さん企画編集部会を置く。

３　道史編さん企画編集部会による編集の方針に基づき、道史の編集及び調査を行うため、必要に応じ、専門委員等で構成される部会を置く。

第７　道民への情報提供等

道史の編さんに当たっては、道民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や調査研究の成果に関する情報を道民に提供するとともに、講演会の開催などの普及活動を行うものとする。

第８　庶務

道史の編さんに関する庶務は、総務部法務・法人局法制文書課において処理する。

第９　委任

この大綱に定めるもののほか、道史の編さんに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この大綱は、平成30年４月１日から施行する。

北海道史編さん委員会条例

平成３０年３月３０日
（北海道条例第５号）

（設置）

第１条　郷土の歴史に対する道民の理解と関心を深めるとともに、歴史的な資料を道民共有の貴重な財産として後世に伝え、もって本道の学術と文化の振興に寄与するよう、北海道史の編さんに関する方策を定め、これを推進するため、知事の附属機関として、北海道史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会は、北海道史の編さんに関し、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を述べるものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員 15 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 歴史の研究に関する団体の役職員

(3) 前２号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

５　知事は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、委員が互選する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（部会）

第５条　委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

（専門委員及び臨時委員）

第６条　委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは専門委員を、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは臨時委員を置くことができる。

２　専門委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

３　専門委員は当該専門の事項に関する調査審議が終了したとき、臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

４　知事は、特別の事由があるときは、当該専門の事項又は当該特別の事項に関する調査審議が終了する前であっても、専門委員又は臨時委員を解任することができる。

（規則への委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成 30 年４月１日から施行する。

北海道史編さん委員会条例施行規則

平成３０年３月３０日
（北海道規則第９号）

（趣旨）

第１条　この規則は、北海道史編さん委員会条例（平成 30 年北海道条例第５号。第３条第１項において「条例」という。）第７条の規定に基づき、北海道史編さん委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員、専門委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（部会）

第３条　条例第５条の規定による部会は、委員会から付託された事項について調査審議する。

２　部会は、委員長が指名する委員、専門委員及び臨時委員をもって組織する。

３　部会に部会長を置き、委員長が指名する委員又は専門委員がこれに当たる。

４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は専門委員のうちから当該部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

６　前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第１項、第３項及び第４項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第２項及び第３項中「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員、専門委員及び臨時委員の」と、同条第４項中「委員、」とあるのは「当該部会に属する委員、」と読み替えるものとする。

７　委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（委員長への委任）

第４条　この規則に定めるもののほか、委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成 30 年４月１日から施行する。

北海道史編さん委員会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、北海道史編さん委員会条例（平成 30 年北海道条例第５号。次条において「条例」という。）及び北海道史編さん委員会条例施行規則（平成 30 年北海道規則第９号。）に定めるもののほか、北海道史編さん委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第２条　条例第５条の規定に基づき、委員会に次の部会を置く。

⑴　企画編集部会
⑵　概説部会
⑶　政治・行政部会
⑷　産業・経済部会
⑸　社会・教育・文化部会

（小部会）

第３条　企画編集部会に、「北海道史への扉」編集小部会を設置する。

２　前項に定めるほか、部会（企画編集部会を除く。以下この条、第５条及び第７条において同じ。）に、必要に応じ、小部会を置くことができる。

３　小部会は、当該部会から付託された事項について調査審議する。

４　小部会は、当該部会に属する委員、専門委員又は臨時委員のうちから当該部会長が指名する者をもって組織する。

５　小部会に小部会長を置き、当該部会長が指名する委員又は専門委員がこれに当たる。

（専門委員の任期等）

第４条　専門委員の任期は、２年以内とする。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　専門委員は、再任されることができる。

（調査研究委員）

第５条　部会に属する専門委員（企画編集部会に属しない専門委員に限る。）は、調査研究委員と称する。

（臨時委員の任期等）

第６条　臨時委員の任期は、２年以内とする。ただし、臨時委員が欠けた場合における補欠の臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　臨時委員は再任されることができる。

（調査研究協力員）

第７条　部会に属する臨時委員は、調査研究協力員と称する。

（編集長及び副編集長）

第８条　企画編集部会の部会長は、編集長と称する。

２　企画編集部会に副編集長を置き、企画編集部会に属する委員又は専門委員のうちから編集長が指名する。

３　副編集長は、編集長を補佐する。

（会議の公開）

第９条　委員会、部会又は小部会（以下「委員会等」という。）の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会等の開催に当たり、会議を公開することにより公正かつ中立な審議又は円滑な進行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、当該委員会等の決定により例外的に会議を非公開とすることができる。

（庶務）

第 10 条　委員会の庶務は、総務部行政局文書課道史編さん室において処理する。

（委員長等への委任）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、委員会等の議事その他運営に関し必要な事項は、委員長又は当該部会長若しくは小部会長が当該委員会等に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成30年６月28日から施行する。

この要綱は、令和５年７月 11 から施行する。

道史編さん計画

（令和元年７月２５日　令和元年度第１回道史編さん委員会決定）

第１　趣旨

この計画は、道史の編さんを着実に進めるため、「道史編さん大綱」（平成30年3月29日知事決定）に基づき、刊行の方法や編さんの方針等を具体的に明らかにするものである。

第２　構成及び刊行年度

現代史	誌名**「北海道現代史」**	
	資料編１（政治・行政）	2024年度
	資料編２（産業・経済）	2022年度
	資料編３（社会・教育・文化）	2023年度
	通史編１（終戦～高度経済成長期）	2025年度
	通史編２（安定成長期～低成長期）	2026年度
概　説	誌名**「北海道クロニクル　（副題）」**	
	上巻（考古～近世）	2027年度
	下巻（近現代）	2027年度
年　表	誌名**「北海道史年表」**	2027年度

第３　刊行の方法

１　刊行の考え方

道史を広く普及させ、将来にわたり北海道史の情報源として利活用されることを目指し、従来の紙媒体による刊行・頒布に加え、デジタル技術の進展に応じた提供を積極的に行う。

２　紙媒体での刊行

各巻頁見込み			形　態	刊行部数
現代史	資料編	資料＋解説　1,000頁 口絵・凡例・目次等　50頁 計　1,050頁	Ａ５判 上製本	無償　1,200冊 有償　150冊
現代史	通史編	本　文　980頁 口絵・目次・索引等　70頁 計　1,050頁	Ａ５判 上製本	無償　1,200冊 有償　200冊
概　説		各　400頁	Ａ５判 並製本	無償　1,400冊 有償　3,000冊
年　表		1,000頁	Ａ５判 並製本	無償　1,200冊 有償　3,000冊

３　電子媒体での刊行

（１）　現代史、概説、年表のすべてについて、検索可能なデジタルデータによりインターネット公開することを原則とする。

（2）　概説及び年表については、今後の技術的進歩や普及状況をふまえながら、電子書籍として頒布することの有用性を検討する。

第４　編さんの方針

１　現代史

（1）　資料編における掲載資料の選択や、通史編における叙述では、公平で客観的かつ学術的に正確であることに留意する。

（2）　様々な事象の中から、北海道の特徴や独自性を表すものを、意識的に取り上げる。

（3）　文献資料を中心に、映像・音声資料や関係者からの聞き取りなど、道内外にわたり広く多彩な調査収集に努める。

（4）　対象時期は第二次世界大戦後から2003年まで（堀道政期まで）とし、資料編への掲載資料は基本的にこの範囲内にとどめる。ただし、戦前・戦中からの連続性なしには説明が困難な事象や、2003年以降の展開にまで一連の流れとして言及すべき事象は、通史編の叙述の中で補足する。

（5）　資料編には、各資料ごとに内容や取り上げる意義についての解説を付し、一般道民が興味深く読めるよう配慮する。

（6）　資料編の掲載資料は、通史編の叙述の論拠や例示になることから、資料編・通史編双方のつながりがわかるように工夫する。

（7）　アイヌ史に関わる部分は、単一の項目に収めるのではなく、各巻各分野の中で過不足なく適切に配置する。

（8）　貴重な資料を発掘し後世に残すことの意義を認識し、保存に適した収集及び整理を行う。道史編さんで収集した資料は、事業終了後は道立文書館に移管し活用する。

２　概説

（1）「新北海道史」以降の研究成果を反映させ、考古から現代に至る北海道史を、新たな視点でわかりやすく叙述する。

（2）　記述中心の通史型とするが、ビジュアル的要素も取り入れ、一般道民が親しみやすい構成とする。

（3）　道民が書店等で手軽に購入できるものとする。

３　年表

（1）「新北海道史年表」を底本とし、刊行直近年までを収録する。

（2）「新北海道史年表」の記載形式を踏襲し、各事項には出典を明示する。

（3）　道民が書店等で手軽に購入できるものとする。

第５　道民からの情報収集・道民への情報提供

（1）　資料収集や資料情報の提供には、広く道民の協力を求める。

（2）　編さんの進捗状況や調査研究の成果は、ホームページで逐次公開する。

（3）　各巻刊行直後には、委員による講演会を実施し、道史に対する興味関心を深める。